

2022年度前期 神戸大学授業料免除(徴収猶予) 申請のしおり



学務部学生支援課奨学支援グループ

目次

I. 授業料免除（徴収猶予）申請要領

1. 申請資格	1
2. 選考基準の概要	1
3. 所得の種類別による必要経費の算定方法	3
4. 申請スケジュール概要等	3
5. 前期分申請者の後期分申請.....	4
6. 申請区分の選択	5
7. 後期分の継続申請可否に関する確認事項	6
8. 申請書の記入例	7
9. 申請書記入要領	8

II. 申請に関するQ & A

12

◎申請場所と問合わせ先.....

14

◎標準取得単位数 別表 1

15

◎家計基準（参考）別表 2

16

III. 提出書類チェックシート

17~32

1. 一般学生区分申請者	17
2. 私費外国人留学生区分申請者	23
3. 独立生計区分申請者	27

I. 授業料免除（徴収猶予）申請要領

◎はじめに

この申請のしおりを必ず熟読し、申請書等の記入内容について係員の質問に答えられるようにしてください。

申請書類の一部に不備（書類不足・記入不備等）がある場合でも受付いたしますが、不足書類は別に指定する不足書類提出期限までに必ず提出してください。期限までに提出がない場合は、免除不許可または申請取下げとなることがあります。（※但し、申請書とチェックシートが一方でも無い場合は受け付け自体ができません）

なお、受付時に不足書類の指摘がない場合でも、審査時（受付後から結果通知までの期間）に家計基準の算出に不可欠な書類の不足が判明した場合、連絡することがあります。

審査時に不足書類が判明した場合等の連絡は、電話（又は電子メール）で行います。大学で作成した学籍番号のメールアドレスは必ず受信できるようにすると共に、教務システム（うりぼーネット）に登録している連絡先は必ず最新のものとし、学生支援課奨学支援グループからの電話（又は電子メール）に迅速に応答できる状態にあることが、本申請を行う条件のひとつとなります。連絡があった際には応答（電話の着信履歴からの折返しの連絡等を含む）をするようにしてください。複数回の連絡に対して応答がない場合、免除申請を不許可とすることがあります。

提出する申請書類は丁寧な字で読みやすく記入してください。提出書類に記載の内容が読み取り困難な場合、必要書類として添付したコピーが不鮮明で読み取れない場合、申請書の内容と提出様式の記入内容が矛盾している場合、書類の記入・提出・添付等の要領を守っていない場合、不足書類が未提出のままである場合等は、家計基準の算出において不利となる場合や免除申請を不許可とすることがあります。記載事項に虚偽があった場合は、免除許可後でも取り消しとなる場合があります。

1. 申請資格

本学の学生（国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、科目等履修生、研究生等を除く）で次のいずれかに該当する方が申請することができます。

- 経済的理由により、授業料納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる者
- 授業料の納期前 6 ヶ月以内（新入学者の入学した日に属する期分に係る免除の場合は、入学前 1 年以内）に、本人の主たる家計支持者が死亡し、又は本人若しくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

ただし、学部生及び乗船実習科の学生で申請の対象となる者は、次の(1)又は(2)に該当する者とします。

- (1) 令和元(2019)年度前期又は後期の神戸大学の授業料免除において、全額免除又は半額免除の支援を受けた学生で、「高等教育の修学支援新制度」(以下「新制度」という。)への申請を行った(行う)者のうち、神戸大学授業料免除を希望する者（※「高等教育の修学支援新制度」は別途ホームページ等で確認してください。）
- (2) 令和元(2019)年度前期又は後期の神戸大学の授業料免除において、全額免除又は半額免除の支援を受けた学生で、新制度の支援対象者とならないことが明らかである学生(3浪以上の者、学士編入の者(医学科)、留学生、乗船実習科生、新制度で支援を受けられる所得要件を上回ることを JASSO 進学シミュレーション等で把握したことから新制度への申請を行わない者 等)のうち、神戸大学授業料免除を希望する者

また、次の方については選考の対象外です。

- ① 特別な理由なく同一の学年に留まっている者

- ② 特別な理由なく在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えて在学している者

※特別な理由による修業年限超過の場合は、一年間に限り申請を認めることがあるので、必ず事前に問い合わせてください。→→→ 原則、特別な理由による修業年限超過の場合、一年間に限り申請を認めることがあるという取扱いとしていますが、令和4(2022)年度の神戸大学授業料免除申請に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3(2021)年度の卒業又は修了に支障を来し、令和4(2022)年度に引き続き修業年限を超えて在学せざるを得ない学生に対し、原則によらず、特別措置を講じます。この特別措置の適用を受けようとする場合も、必ず事前に問い合わせてください。（「修業年限を超えて在学している理由書（別紙1）」の理由欄に当該事項を記入のうえ、提出が必要です）

- ③ 申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を指定された期限までに提出しなかった者
④ 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者
⑤ 当該期の一部期間を休学する予定の者
⑥ 学部生のうち、新制度対象者であるにもかかわらず、新制度への申請を行わなかった者

2. 選考基準の概要

次の学力基準と家計基準のいずれにも該当している方を「神戸大学授業料免除に関する選考基準」等に基づき選考します。

（1）学力基準

（学部生）

次のいずれにも該当している者

イ. 取得している単位数が、別表1(P.15)に定める標準取得単位数以上であること。

ロ. 大学における全ての学業成績を、その科目数で除して得た平均点が70.0点以上の者

（生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、学力基準が緩和されることがあります。）

※なお、学業成績が秀・優・良・可で表示されている場合は、秀・優＝85点、良＝70点、可＝60点に換算して平均点を算出します。

（大学院学生）

特に単位数は定めていません。

（2）家計基準（家計評価額）算出方法

経済的困窮度の判定は、前年1～12月の収入（所得）（状況が前年と異なる場合は申請時現在）から必要経費と特別控除額を差し引いた金額から、さらに別に定める収入基準額を差し引いた額をもとに行います。

総所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額

家計評価額＝総所得金額－収入基準額

【収入基準額は世帯員の人数により異なります。】

○母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別な事情がある世帯については、申請に基づき定められた額を収入金額から特別控除額として控除することができます。

○世帯員に身体障害者のいる世帯等、特別な事情により家計支出が多額となり、経済的困窮度が高いと認められる世帯については、半額免除に係る収入基準額の10%を限度として緩和することがあります。

○参考までに免除となる大まかな収入金額を別表2(P.16)に示してあります。

3. 所得の種類別による必要経費の算定方法

所得の種類	例	必要経費の算定方法
給与所得	俸給、給料、賃金、年金、恩給、賞与、雇用保険失業給付金、生活保護法による扶助料及び傷病手当金など	収入金額から本学の定めた計算式で算出します。
給与以外の所得	商業、工業、林業、水産業、農業所得 開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、大工、左官等、株式譲渡益、雑所得 (利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人からの援助等)	収入を得るために支出(消費)した経費(売上原価、営業経費、専従者給与、肥料、種苗、飼料、燃料等)です。
臨時的な所得	退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡及び山林所得等	当該授業料免除実施前 6 ヶ月間における収入に係る公租公課等の経費です。

○給与所得者が2人以上いる場合、各人別に所得金額を算出します。

○同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算出します。

4. 申請スケジュール概要等

申請期間について

申請期間及び申請方法等の詳細は、本学の経済支援のホームページにてお知らせします。

(神戸大学 HP→教育・学生生活→経済支援→授業料・入学料免除などの制度)

申請のしおりとチェックシートをよく理解したうえ、**不足書類や記入不備(不可避であるものを除く)**が発生しないように**十分注意して提出**してください。

申請期間後の申請は受理しませんので、日程には十分注意してください。

申請結果通知について

① 授業料免除の許可・不許可の決定通知はうりぼーネットで行います。**必ず確認してください。**

うりぼーネットにログイン→掲示→学生呼び出し/お知らせの順に進み、一覧の中から選択して確認してください。通知日は、前期分が8月上旬以降(予定)、後期分は1月上旬以降(予定)ですが、改めて本学の経済支援のホームページで確認してください。

② 申請者の授業料は、免除の許可又は不許可の決定があるまで口座からの引き落としは行いません。

なお、決定の通知があるまでは納付しないでください。

③ 結果通知後に、不許可の場合は授業料の全額を、一部免除が許可された場合は授業料から免除額を引いた残りの金額を、大学に届出済の口座から「口座振替」を行います。

(引き落とし銀行口座等に関する問い合わせ先：財務部経理調達課 出納グループ : [Tel:078-803-5137](tel:078-803-5137))

※結果通知には、次回申請スケジュール(予定)に関するお知らせも掲載されています。必ず確認してください。

5. 前期分申請者の後期分申請（継続申請）

後期分の申請において、前期分の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に変化がない場合は、
「2022 年度後期神戸大学授業料免除継続申請書（継続申請者用）」を本学の経済支援のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、継続申請用チェックシートと共に提出してください。継続申請期間内に、原則郵送で受付を行いますので、継続申請期間や郵送方法等詳細を、本学の経済支援のホームページで確認してください。（神戸大学 HP→教育・学生生活→経済支援→授業料・入学料免除などの制度→新着情報）

継続申請の場合、改めて新規申請書及びその他の書類を提出する必要はありません（※修業年限を超えて在学している場合は、継続申請時も「修業年限を超えて在学している理由書」が必要です）。

継続申請の可否については、P.6 より確認してください。

継続申請の申請期間後は、継続申請はできません。

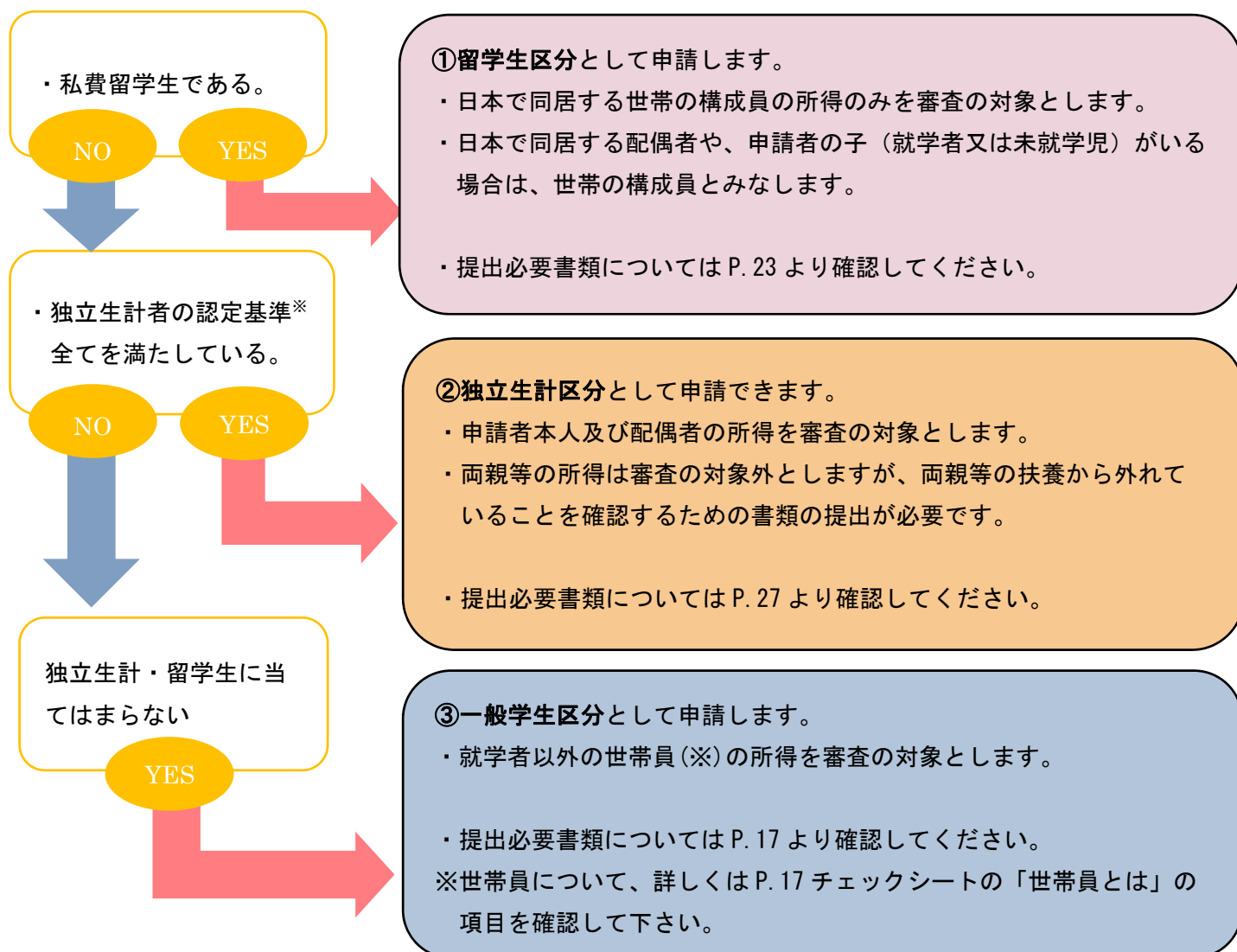
※授業料免除の判定は、前・後期分けて選考しますので、後期分継続申請を行なった場合でも前期と同じ結果になるとは限りません。

※前期分の申請時と状況が変わっているにもかかわらず、継続申請したことが判明した場合、免除を取り消すことがあります。



6. 申請区分の選択

申請書類を準備する前に申請区分が①～③のいずれに当てはまるかを確認してください。



※【独立生計者の認定基準】（次の基準全てを満たす方を独立生計者として認定します。なお、行政機関で世帯分離の手続きを行っているか否かは独立生計者の認定には影響しません。）

- ① 所得税法上、父母等の扶養家族でない者
- ② 父母等と別居している者（父母等と別居していることが、住民票で確認できること。）
- ③ 本人（配偶者がいる場合は、配偶者を含む）に収入（奨学金も含む）があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明が発行される者
- ④ ○ 本人（配偶者がいる場合は、配偶者を含む）が健康保険等の被保険者であること。
（※ 父母等の健康保険の被扶養者となっている場合は不可。配偶者の健康保険の被扶養者となっている場合は可。）
○ 国民健康保険の場合は本人または配偶者が世帯主であること。
（※ 国民健康保険の未加入者は不可（法定の加入義務を有する者）。）
- ⑤ 父母等から経済的な援助を受けていないこと。

※ 学部生の場合は、上記に加え、以下のいずれかの条件（特別な事情）についても満たす必要があります。

- 結婚していて父母等と別生計であること。なお、この場合でも父母等の所得金額が本学の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合は独立生計者としての認定をしません。父母等の資産の合計が2000万円以上（一般学生区分上の家計支持者が1人の世帯は1250万円以上）の場合は申請できません。
- 父・母・祖父・祖母のいずれも死亡等でおらず、兄弟等がいる場合も同居しておらず、かつ別生計である。

7. 後期分の継続申請可否に関する確認事項 (P.4 もあわせて確認してください。)

- ★ 各申請区分の項目を全て満たす方のみ後期分の継続申請をすることができます。
- ★ 継続申請は継続申請期間内に、原則 郵送で受付（継続申請期間や郵送方法等詳細を、本学の経済支援のホームページで確認）

【一般学生区分】

- ☐ 2022 年度前期分神戸大学授業料免除を申請済である。
(同年度前期分神戸大学授業料免除を申請していない方は新規申請が必要です。)
- ☐ 2021 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日に臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡等）がなかった。
(臨時所得が過去 1 年間にあれば新規申請が必要です。新型コロナウイルス対策の各種給付金（例：国による特別定額給付金や、学びの継続のための学生支援緊急給付金 等）は臨時所得に含める必要はありません。)
- ☐ 就学者以外の世帯員の収入状況に変化がない。
(前期分申請から 2022 年 10 月 1 日までに所得増、退職、就職等があれば新規申請が必要です。ただし、一時的な収入の増減等である場合は継続申請できますので、継続申請とする場合はこの項目には☒ (チェック) を記入してください。その場合は、前期申請時の収入で判定を行います。)
- ☐ 世帯員となる家族人数に変化がない。
(兄弟姉妹等の家族の独立・死亡・離婚等が、前期申請以降にあれば新規申請が必要です。)
- ☐ 申請者本人、兄弟等の在学状況、通学区分に変化がない。
(兄弟の通学区分変更・入学・退学等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です。)
- ☐ 世帯員の障害者人数、長期療養状況に変化がない。
(療養状況等の変更が前期申請以降あれば新規申請が必要です。)

【留学生・独立生計区分】

- ☐ 2022 年度前期分神戸大学授業料免除を申請済である。
(同年度神戸大学前期分授業料免除申請をしていない方は新規申請が必要です。)
- ☐ 2022 年度から新たに受給開始した奨学金がない。
(4 月以降に新たに奨学金の受給を開始した方は新規申請が必要です。ただし、2022 年度前期申請時に、4 月以降に受給する奨学金についても記載のうえで申請している場合には、継続申請で構いませんので、その場合はこの項目には☒ (チェック) を記入してください。)
- ☐ 申請者本人・配偶者の収入状況に変化がない。
(アルバイトを含めて退職・就職等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です。ただし、退職・就職でなく、一時的な収入の増減等である場合は継続申請できますので、継続申請とする場合はこの項目には☒ (チェック) を記入してください。その場合は、前期申請時の収入で判定を行います。)
- ☐ 日本国内で同居する家族人数に変化がない。
(結婚・出産等が前期申請以降あれば新規申請が必要です。)
- ☐ 配偶者の在学状況に変化がない。
(前期申請以降に配偶者が卒業・修了した場合は新規申請が必要です。)
- ☐ 前期分申請時から住所の変更がない。
(4 月以降に退寮・入寮等、引っ越しをした方は新規申請が必要です。ただし、4 月以降に引っ越しとなった場合でも、2022 年度前期申請時に、既に引っ越し先が確定しており、当該寮費・家賃を記載のうえで申請している場合には、継続申請で構いませんので、その場合はこの項目には☒ (チェック) を記入してください。)
- ☐ 2021 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日に臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡等）がなかった。
(臨時所得が過去 1 年間にあれば新規申請が必要です。新型コロナウイルス対策の各種給付金（例：国による特別定額給付金や、学びの継続のための学生支援緊急給付金 等）は臨時所得に含める必要はありません。)

※ 記入要領を守らない場合、家計審査で申請者の不利益となることがあります。

授業料免除（徴収猶予）申請書

2022年 月 日提出

★ 該当するものをチェック

☒ 一般学生区分で申請
☐ 留学生区分で申請
☐ 独立生計区分で申請
☐ 修業年限超過で申請

☐ 大学院生(学年: 新 年)

☒ 学部生(学年: 新4年)

★ 学部学生(3年生以上の申請対象者)は、以下の該当するものを必ずチェック

【修学支援新制度の申請・採用状況の有無】

☒ 有 → ☐ 採用済・ ☒ 申請中(家計急変) 又は 申請予定(春又は秋採用)

☐ 無 → ☐ 申請対象外のため(対象外の原因:
 ★「無」を選択した場合は、その理由 ☐ 日本学生支援機構の進学シミュレーション ☐ その他(理由:)

★「有」を選択した場合、採用済か、申請中・申請予定か、いずれかをチェック

学部学生は、該当するものに、必ずチェックしてください。大学院生はチェック不要です。

① 申請者及び配偶者	申請者氏名フリガナ コウベ タロウ	年齢	21歳	配偶者氏名フリガナ	年齢	歳	(所屬)	学部生	博士(前期)・修士 博士(後期)・博士 専門職	学籍番号: 1900000J	
	申請者氏名 神戸 太郎			配偶者氏名			法 学部 / 研究科			入学年月: 2019 年 4 月 (編)入学 (西暦)	
	現住所	自宅・自宅外 携帯☎(090 - 1234 - 5678) 〒657-8501 固定☎(078 - 803 - 5431) 神戸市灘区鶴甲1-2-1 OOOハイツ 201号室			家族住所			自宅外の場合のみ記入(留学生は母国の住所を記入) 携帯☎(080-1111-2222) 固定☎(03-1234-5678) 〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1			
	奨学金 (留学生区分・独立生計区分で申請の場合のみ記入)	申請者	2020年度受給分 奨学金		申請者	2021年度受給分 奨学金		大学記入欄			
② (未就学就学を除く含む家族)	続柄 年齢 氏名 (父, 65 歳)	神戸 一郎	給与収入 又は 給与外所得 ① (名称) OOOスーパー (アルバイト) 2019 年 5 月就職 (年額) 312 千円	収入/所得① (年額) 360 千円	給与収入 又は 給与外所得 ② (名称) 株式会社 2019 年 4 月就職 (年額) 3,531 千円	収入/所得② (年額) 480 千円	大学記入欄				
	続柄 年齢 氏名 (母, 55 歳)	神戸 冬子	給与収入 又は 給与外所得 ③ (名称) 専業主婦 (年額) 0 千円	収入/所得③ (年額) 100 千円	給与収入 又は 給与外所得 ④ (名称) 株式会社 2019 年 4 月就職 (年額) 150 千円	収入/所得④ (年額) 480 千円	大学記入欄				
	続柄 年齢 氏名 (弟, 19 歳)	神戸 哲郎	給与収入 又は 給与外所得 ⑤ (名称) 無職 (年額) 0 千円	収入/所得⑤ (年額) 0 千円	給与収入 又は 給与外所得 ⑥ (名称) 専業主婦 (年額) 35 千円	収入/所得⑥ (年額) 35 千円	大学記入欄				
	続柄 年齢 氏名 (父, 65 歳)	神戸 一郎	給与収入 又は 給与外所得 ⑦ (名称) 専業主婦 (年額) 0 千円	収入/所得⑦ (年額) 100 千円	給与収入 又は 給与外所得 ⑧ (名称) 株式会社 2019 年 4 月就職 (年額) 150 千円	収入/所得⑧ (年額) 480 千円	大学記入欄				
③ 世帯資産	父	200 万円	母	100 万円	その他(本人、配偶者等)	10 万円	世帯資産を必ず記入してください。記入がない場合は2000万円以上の資産があるものとみなします。世帯資産合計が2000万円以上の場合は申請できません(家計支援者が1人の場合は1250万円以上)(※申請のしおりP.9を参照)				
	続柄 年齢 氏名 (妹, 14 歳)	神戸 秋子	在学学校名	神戸市立 OOO中学校	学年	3 年	通学区分	自宅・自宅外	小・中・高/大/短大/高専/専修	大学記入欄	
④ (本人を学歴を除く)	続柄 年齢 氏名 (妹, 18 歳)	神戸 夏子	立	進学予定	年	自宅	受給中等で、進学先が未定の場合は「進学予定」と記入。(申請のしおり9~10ページ参照) ※ 後日、進路決定後に必要書類を改めて提出要。				
	生活費に関する全ての項目についてそれぞれ有無どちらかを○で囲んでください。	大学記入欄									
⑤ 収入状況	a 父母を除く同居の者からの生活費の援助(祖父・祖母・兄弟姉妹・)	有(月額 50,000 円)		無		大学記入欄					
	b 年金の有無(受給者ごとに年金の種類を右欄に記載してください。)	有(父・母・その他) 種類別(老齢年金、)		無		大学記入欄					
	c 離別(生別)した父・母からの養育費の有無	有(月額 円)		無		大学記入欄					
	d 別居している親族・知人からの援助の有無	有(月額 30,000 円)		無		大学記入欄					
	e その他()	有(月額 円)		無		大学記入欄					
	f その他()	有(月額 円)		無		大学記入欄					
⑥ 臨時所得	臨時所得について、2021年10月~2022年3月末迄に収入のあった(予定も含む)所得について下欄に記入してください。	大学記入欄									
	事由 退職金(保険金・資産譲渡・山林所得・その他)	発生日: 西暦 2021 年 9 月 30 日		入金日: 西暦 2021 年 10 月 1 日		受領金額 1,000 千円		大学記入欄			
⑦ 障害者・介護を要する方について記入してください。	続柄 氏名	神戸 哲郎	種類	心身障害(障害 2 級)	介護(要介護3以上) (要介護)	大学記入欄					
	続柄 氏名	神戸 哲郎	種類	心身障害(障害 2 級)	介護(要介護3以上) (要介護)	大学記入欄					
⑧ 災害	災害の名称	災害の年月日		被害額		その他参考事項		大学記入欄			
	災害の名称	災害の年月日		被害額		その他参考事項		大学記入欄			

9. 申請書記入要領（記入例を必ず確認）

※申請書等の作成基準日は、**前期：4月1日現在**、**後期：10月1日現在**です。**注意：年齢や就学者の学年等の基準日も同様です。**（基準日時点の状況として作成・提出し、申請後に変更があると判った場合は、その内容を連絡して下さい。）

※記入は、消えないボールペン等で記入してください（鉛筆不可）。パソコンでの印字・入力等でも構いません。

※右上にある日付を記入してください。

※チェックボックスを確認し、該当するものにチェック、記入してください。

※P. 17 以降にある、**申請区分ごとの提出書類チェックシートも、申請書と併せて提出してください。**

（申請者控えとしてコピーを取ってから提出してください）

※申請書・チェックシート・各種様式にある **学籍番号の記入欄について、新入生で学籍番号が不明の場合は空白のままで構いません。（※受験番号の記入欄があるものについては、新入生は必ず受験番号を記入）**

① 申請者及び配偶者欄



○申請者氏名・配偶者氏名を記入してください。

押印は不要です。申請者氏名・配偶者氏名に限らず、パソコン等での印字（入力）等でも構いません。

○現住所の自宅・自宅外のどちらかを○で囲み、現住所欄を記入。必ずつながる電話番号を記入。自宅外の場合は家族住所欄にも記入してください。

○奨学金の受給について、留学生区分及び独立生計区分で申請する場合のみ、記入してください。一般学生区分で申請する場合は記入不要です。

申請者と配偶者を分けて、前年度分と当該申請年度分を記入してください。

1年間に受給した金額（休学等により、奨学金を受給しなかった期間は除く）を記入してください。

日本学生支援機構奨学金の機関保証を選択した場合は、保証料も含めた金額を記入してください。

○所得について、申請者と配偶者を分けて、前期分は4月1日時点、後期分は10月1日時点での勤務先（アルバイト含）名を、就職した年月と共に記入し、その収入年額（推計を含む）を記入してください。

※ 当該時点で既に退職している（と見込む）勤務先は、記入しない。

※ 収入年額は、前期は4/1、後期は10/1を含む12か月間（左記を含めばどの12か月分でも可）の、推定年収を記入してください。

※ 日本学術振興会の研究員に採用された場合も、勤務先として記入してください。

※ 様式4の② 及び 独立生計区分で申請の場合の様式10、留学生区分で申請の場合の様式11にある申請者の勤務先についても、上記に倣い、同様に記入してください。

② 就学者を除く家族欄

○就学者以外の世帯員について記入してください。世帯員でない者を記入しないでください。授業料免除での世帯員は、社会通念上の家族の定義とは異なります。世帯員にあたらない者は、授業料免除申請上の家族にはあたりません。但し、世帯員にあたらない場合でも、同居の者（父母がいる場合の祖父母や就学者でない兄弟姉妹等）からの生活費の援助額や、別居していても親族や知人からの援助等は所得として算入しますので、**援助額を⑤収入状況欄に記入して下さい。**世帯員の定義等について、詳しくは P. 17（一般学生区分）、P. 23（留学生区分）、P. 27（独立生計区分）以降にあるチェックシートで確認してください。

○父母について

・父母の氏名は、死亡あるいは生別の場合であっても、記入してください。

（氏名の記入が困難となる特別な事情がある場合はその旨ご連絡ください）

・父又は母が死亡あるいは生別の場合は、どちらかを○で囲み、その年月を記入してください。

○給与収入又は給与外所得①②③④（③及び④は父母欄のみ）について

- ・左側に勤務先名称等と就職年月を記入してください。勤務先名称は会社名等を具体的に正確に記入。**就職年月も省略せず調べて必ず記入**してください。（様式4の①にも同様に記入）
- ・前期：2022年4月1日現在、後期：2022年10月1日現在で、**退職している職場については記入せず、代わりに、退職に関する申立書（様式9）を提出**してください。
- ・右側に勤務先等に対応するそれぞれの収入年額を記入してください。給与は前年1月～12月までの1年間の**収入金額を税込**で、給与以外は1年間の**所得金額**を、それぞれ記入してください。なお、前年途中で就職又は転職（開業・転業を含む。）した場合や、特別な事情により前年から大きく年収に変化がある場合などは、申請時以降の見込額を考慮しますので、給与の場合は給与支払見込証明書（様式2）を、給与以外の所得の場合は自営業開業に係る所得申立書（様式13）を作成のうえ、その年間収入（所得）金額を記入してください。

（例1）2021年1月1日以前から現在の職場で働いている場合（自営業を含）

- ・2020年12月に就職した職場・・・源泉徴収票記載の支払金額（税込）を給与収入として記入
- ・2020年12月に開業した自営業・・・確定申告書の**所得金額**を給与以外の所得として記入

【源泉徴収票記載の例】⇒

令和3 年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者		東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号				（受給者番号）			
雇用主		（名称） 経理課長				（氏名）			
		（フリガナ） コクセイ タロウ				氏名 国税 太郎			
課 別		（給与）				（所得）			
給料・賞与		6,847,500				4,962,750			
		4,569,846				0			

（例2）2021年1月2日以降に現在の職場に就職した場合（自営業は開業・起業の場合）

- ・2021年4月に就職した職場・・・給与支払見込証明書（様式2）による職場の推算額を記入
- ・2021年4月に開業した自営業・・・自営業開業に係る所得申立書（様式13）に記載のうえ、年間所得金額を給与以外の所得として記入

※所得の種類についてはP.3の「3. 所得の種類別による必要経費の算定方法」欄も参照してください。

③ 世帯資産欄

- 家計支持者等、世帯員の資産額を必ず記入してください。資産額の合計が2000万円以上（家計支持者が一人の場合は1250万円以上）の場合は申請できません。なお、**本欄が未記入の場合は、資産額の合計が2000万円以上（家計支持者が一人の場合は1250万円以上）として記入があるものとみなし、申請対象外となります。**

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（普通預金や定期預金等の預貯金、仮想通貨、電子マネー、投資用資産として保有する金・銀等、株式・国債・社債等の有価証券等）を指します。土地・家屋等の不動産、指輪・ネックレス等の宝石類は資産には含みません。貯蓄型の生命保険や学資保険等は資産に含みませんが、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上します。

※資産が全くない場合にも、0（ゼロ）を記入するなど、**未記入とせず、必ず記入**してください。

※なお、資産に関する証書類（通帳のコピー等）の提出は原則不要です。

（ただし、場合によって証書類の提出を求めることがあります。特に**近年多額の退職金や保険金等を受領した場合等は、これを適切に資産に計上していることを確認**してください。）

④ 就学者の在学状況欄

○就学者である世帯員について記入してください。（※申請者本人はこの欄への記入は不要です。）

- ・在学学校の設置者（国・公・私立）及び学校名、学年（前期申請時は**新学年：4/1時点**）を記入してください。

※前期申請時は注意
してください！

- ・ 学校区分のうち該当するものを○で囲んでください。
- ・ 通学区分（自宅・自宅外）のうち該当するものを○で囲んでください。
- ・ 専修学校は、高等課程 又は 専門課程 が対象です。課程区分のうち該当するものを○で囲んでください。
※専修学校の 一般課程、職業訓練校など各種学校は対象外です（就学者とは認められません）。
- ・ **前期申請時において、受験等で進路が未定の場合は、氏名・続柄・年齢のみ記入し、在学学校名欄は「進学予定」と記入してください。申請時の不足書類として、後日、入学以降に発行された学生証等のコピーを様式 6 に添付して提出いただくことになります。（※浪人等で進学しないこととなった場合も、別途指示する不足書類の提出期限までに、必ずその旨の連絡が必要です）**
- ・ 科目等履修生は対象外です（就学者とは認められません）。
- ・ 在学状況証明書類添付用紙（様式 6）も併せて提出してください。

⑤ 収入状況欄

- a 父母を除く同居の者からの生活費の援助の有無（例：父母がいる場合の祖父母や就学者でない兄弟姉妹等）
- b 年金の有無（受給者ごとに年金の種別も記載）
- c 離別（生別）した父・母からの養育費の有無
- d 別居している親族・知人からの援助の有無
- e (f) その他（例：生活保護による扶助料等）
- ・ 上記それぞれについて、有無のいずれかを○で囲んで、有の場合には月額を記入してください。
- ・ b で 年金（恩給）を受給している世帯員がいる場合は、続柄を○で囲んで、種別に年金種別（年金の名称）を記入してください。（年金種別の例：老齢厚生年金、老齢基礎年金、障害者年金、遺族年金等、他にも個人年金等公的年金以外の各種年金を含みます）また、年金関係書類添付用紙（様式 12）も併せて提出してください。

⑥ 臨時所得欄

- 前期申請時は【2021 年 10 月～2022 年 3 月末】まで、後期申請時は【2022 年 4 月～2022 年 9 月末】までに入金（予定を含む）のあった、退職金・保険金などの臨時所得について、その詳細を記入してください。
また、臨時所得金額を証明する書類（保険金支払通知書等）を提出してください。

⑦ 障害関係欄

- 世帯員に、障害のある者・介護を必要とする方（要介護 3 以上）・長期療養者（6 ヶ月以上の療養者）がいる世帯は、特別控除の対象となる場合があります。チェックシートで提出書類を確認してください。
※全て世帯員に限ります。P. 17 以降にあるチェックシートで、申請区分ごとの世帯員の考え方を確認して下さい。

○障害のある者とは

身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている方又はこれに準ずる方です。

- A 公害疾病の認定を受け、当該公害による身体上の障害のある方
- B 原子爆弾によって被爆し、身体の機能に障害のある方
- C 心神喪失の常況にある方若しくは知的障害があると判定される方
- D 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

○長期療養者とは

- A 申請時点（前期は 4/1、後期は 10/1）で、6 ヶ月以上に渡り療養中の方又は療養が必要と認められる方

B 6ヶ月以上に渡り介護を受けている方（要介護3以上であることが必要）

控除額は、申請時までの定められた6ヶ月間の支出金額を基礎として算出します。健康保健等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額等は、支出した金額から差し引きします。介護を受けている場合は、介護サービスを利用した際の自己負担額及び介護にかかる費用（おむつ代等）を控除額とすることができます。自己負担サービスは除きます。

⑧ 災害欄

○本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、特別控除の対象となる場合がありますので、その詳細を記入することができます。併せて被害状況報告書（様式14）及び証明書類を提出してください。

P.17以降のチェックシートで必要書類を確認してください。

○申請時までの一定期間内において、災害で被害を受け支出が増大又は収入が減少して、著しく困窮状態にある場合に限りです。保険・損害賠償によって補てんされた場合は控除額から除きます。また、被害額や復旧額をそのまま控除するわけではありません。

➡ 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、必要最低限の衣料費、家具の購入費・修理費用等とします。

⑨ 家庭事情欄

○免除（徴収猶予）を希望するに至った家庭事情や、その他説明を要することなどを、具体的に記入してください。また、独立生計者で申請する場合は本人の両親から送金等がない理由及び本人の生計事情を記入してください。丁寧な字で読みやすく記入してください。

⑩ 参考（申請者の履歴）欄

○在学学生は、本学入学後に休学又は留学の履歴がある場合に記入してください。

新入生（大学院生）は、入学前の最終履歴について記入してください。

○授業料免除状況について、「前回」、「2019年度後期」、「2019年度前期」の結果に○をつけてください。

2019年度の結果は、学部生が申請する際の経過措置としての申請資格に関わるため、学部生のみ記入が必要です。記入漏れがないよう正確に記入してください。なお、P.1に記載のとおり、学部生で2019年度に全額免除又は半額免除の支援を受けていない場合は、神戸大学授業料免除の申請資格はありません。（大学院生は2019年度結果の記入は不要です。前回結果のみ記入してください。）

その他、提出書類について

○申請書以外に必要な提出書類については、P.17（一般学生区分）、P.23（留学生区分）、P.27（独立生計区分）以降のチェックシートを確認してください。

○記入・提出・添付等要領を守らない場合、家計審査で申請者の不利益となることがあります。

なお、控除に関する書類（家計基準の算出に不可欠な書類以外）の不備は、原則、不足書類としての指摘は行いません。控除を受けようとする場合、不備がないようよく確認して提出してください。



【個人情報の取扱いについて】

1. 申請にあたって提出いただいた個人情報は、本学が実施する入学料・授業料の減免及び経済支援を行う目的に利用させていただきます。
2. 上記の個人情報は、個人が特定できないよう処理したうえで、統計資料の作成に利用させていただきます。

Ⅱ. 申請に関するQ & A

※以下は、よくある質問をまとめたものです。なお、政府や自治体から緊急事態宣言が出された場合など、特別な対応をとる場合がありますので、必ずホームページで確認するようにしてください。

Q1. 留学や帰省で大学へ出向くことができないので、郵送での申請は可能ですか？

A1. 神戸大学授業料免除の申請は、原則郵送での申請となります。申請方法については、本学の経済支援のホームページを確認してください。

(神戸大学 HP→教育・学生生活→経済支援→授業料・入学料免除などの制度)

Q2. 申請期間後の提出はできますか？

A2. **原則、申請期間後の申請は受け付けません。**申請期間最終日に不慮の出来事（発病・事故等）が発生したことにより、申請ができなかった場合は、申請期間内にご連絡をいただき、かつ医師の診断書等の証明書類を提出した上で受け付けることができます。

Q3. 留年していますが、申請することができますか？

A3. 特別な理由のため修業年限を超えて留年している場合（大学院生は論文作成のため等の場合も可）、**（通常は）1年間のみ**申請することができます。就職活動等の理由は不可。（別紙1）修業年限を超えて在学している理由書の、記入にあたっての注意事項を参照してください。

→→→ 原則、特別な理由による修業年限超過の場合、一年間に限り申請を認めることがあるという取扱いとしていますが、**令和4（2022）年度の神戸大学授業料免除申請に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生を対象に、特別措置を講じます。**P.1～P.2にかけて記載のある説明をご覧ください。

Q4. 第2クォーターから休学・復学する予定ですが、申請することはできますか？

A4. 当該学期中に休学期間がある場合、申請資格はありません。

Q5. 課税（非課税）証明書は何年度のものを提出すれば良いですか？

A5. **前期分**申請時は、市区町村で発行される**2020年**の所得に関する課税証明書を提出してください。

後期分申請時は、**2021年**の所得に関する課税証明書を提出してください。

Q6. 家族が昨年中に転職した場合は、課税（非課税）証明書に加えてどの書類が必要ですか？

A6. 2021年1月以降に就職、転職をした場合は、勤務先で証明を受けた「給与支払（見込）証明書」（様式2）を提出してください。自営業を始めた場合は、「自営業開業に係る所得申立書」（様式13）を提出してください。また、2021年1月以降に退職した職場がある場合は「退職に関する申立書」（様式9）を提出してください。

Q7. 父が3月末で定年となり、4月1日から再雇用で同じ職場に勤務する場合の提出書類を教えてください。

A7. 退職金の有無等を記入した「退職に関する申立書」（様式9）の提出が必要です。さらに、再雇用時の収入概算額を勤務先で記入してもらった「給与支払（見込）証明書」（様式2）の提出が必要です。

Q8. 母が専業主婦で収入がありませんが、課税証明書は必要ですか？

A8. 必要です。無収入の方でも課税証明書（あるいは非課税証明書等）が発行されます。必ず**就学者以外
の世帯員全員**の課税証明書を提出してください。

Q9. 家族に、就学者でない 19 歳の心身に障害がある妹、就学者でない 20 歳の心身に障害がある弟、就学者の 22 歳の兄がいます。それぞれ課税証明書は必要ですか？

A9. この場合、世帯員となる 19 歳の妹については課税証明書が必要です。世帯員に該当しない 20 歳の弟及び就学者の 22 歳の兄については不要です。（チェックシートの「世帯員とは」の項目を確認）

Q10. 兄弟の在学証明書は、いつ提出すれば良いですか？

A10. **詳細は様式 6 の注意事項を確認してください**。なお、2022 年度入学者は入学以降に発行された証明書類の提出が必要ですので、申請日までに提出が間に合わない場合は、別途指示する不足書類提出期限までに提出してください。また、中学生以下の在学証明は不要です。

Q11. 父母と共に同居している祖父母がいますが、2 世帯住宅で生計は別にしてしています。祖父母は「家族」に含まれますか？

A11. この場合は生計が別（世帯分離等の税法上の別生計）であるか否かに関わらず世帯員ではありませんので、授業料免除申請上の「家族」には含まれません（チェックシートの「世帯員とは」の項目を確認）。ただし、世帯員に該当しなくても、同居の者（同じ敷地内に住んでいる場合は税法上の別生計等に関わらず同居とみなします）からの生活費の援助や、別居していても親族や知人からの援助がある場合は所得として算入しますので、申請書の⑤収入状況欄に金額を記入してください。

Q12. 前回申請時に同居していた兄弟が、独立して一人暮らしを始めました。兄弟の書類は必要ですか？

A12. 社会人となり独立して別生計をたてる兄弟の所得は審査の対象外ですので書類は必要ありません。（チェックシートの「世帯員とは」の項目を確認）
ただし、兄弟からの生活費の援助がある場合は、同居・別居を問わず、援助額を所得として算入するので、申請書の⑤収入状況欄に金額を記入してください。

Q13. 同居している学生の兄弟が 4 月から新たに働き始める場合の提出書類を教えてください。

A13. この場合の社会人となる兄弟は、世帯員ではありませんので、書類提出は不要です。（チェックシートの「世帯員とは」の項目を確認）
ただし、兄弟からの生活費の援助がある場合は、同居・別居を問わず、援助額を所得として算入するので、申請書の⑤収入状況欄に金額を記入してください。

Q14. 同居している者に、大学受験のため浪人している兄弟がいます。提出が必要な書類はありますか。

A14. 浪人生である兄弟は、就学者ではなく、世帯員ではないので、書類提出は不要です。（チェックシートの「世帯員とは」の項目を確認）

Q15. 独立生計区分での申請は免除に有利ですか？

A15. 申請区分が直接免除結果に影響を与えることはありません。また、独立生計の条件を全て満たしていても一般学生の区分として申請することもできます。

- Q16. 前期の申請において、主たる家計支持者である父の所得は、課税証明書と源泉徴収票、どちらの金額を記入すればよいでしょうか？
- A16. **前期**分申請時は、課税証明書の金額は一昨年、源泉徴収票の金額は前年の内容となっていますので、多くの場合で一致しません。前年の内容である源泉徴収票の金額を記入してください（複数の職場がある場合はそれぞれ記入）。なお、**後期**分申請時は、課税証明書と源泉徴収票とで金額が一致することを確認してください。複数の勤務先がある場合には職場ごとの源泉徴収票の金額を合計し、それでも一致しない場合は他にも短期間の雇用先等無かったか等確認し、説明ができるようにしてください。

◎申請場所と問合わせ先

★問合わせは、**ホームページの内容** 及び この **申請のしおり** と、
チェックシートで該当する様式 の説明文をよく読んでから行ってください。

★A I による問い合わせも可能です。授業料免除関係のホームページ画面右下にある『お問い合わせはこちら』から利用できます。（**別途この申請のしおりも必ず熟読**してください。）

①医学部医学科・医学研究科

場 所： 楠キャンパス 医学部学務課医学科教務学生係 （神戸市中央区楠町7丁目5-1）
電話番号： 078-382-5205

②医学部保健学科・保健学研究科

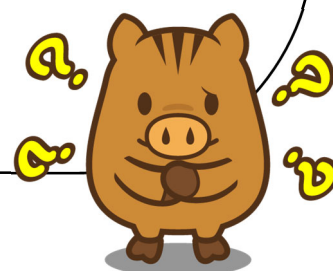
場 所： 名谷キャンパス 保健学研究科教務学生係 （神戸市須磨区友が丘7丁目10-2）
電話番号： 078-796-4504

③海事科学部・海事科学研究科

場 所： 深江キャンパス 海事科学研究科教務学生グループ （神戸市東灘区深江南町5丁目1-1）
電話番号： 078-431-6223

④その他の学生

場 所： 鶴甲第一キャンパス 学務部学生支援課 奨学支援グループ （神戸市灘区鶴甲1丁目2-1）
メールアドレス： stdnt-shogakushien[at]office.kobe-u.ac.jp （※ [at] を@に変更してください。）



◎標準取得単位数

学部等	在籍年数 学期	1 年	2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		卒業所要 単 位 数
		後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
文 学 部		11	28	46	63	81	98	116					132
国際人間科学部		11	27	43	59	75	92	108					124
国際文化学部		11	29	46	64	82	100	117					136
発達科学部		11	27	43	59	75	92	108					124
法 学 部		10	26	42	58	74	90	106					125
経 済 学 部		10	26	42	59	74	90	106					124～132
経 営 学 部		10	26	42	60	78	96	114					134
理 学 部		11	27	43	59	75	92	108					124
医学部	(医学科)	7	36	36	62	62	98	98	140	140	172	172	200
	(保健学科)	17	32	46	62	80	95	105					125～145
工 学 部		11	27	43	59	75	92	108					124～129
農 学 部		11	27	43	59	75	92	108					126
海 事 科 学 部		12	26	40	54	76	100	117					130
海洋政策科学部		11	25	39	53	75	100	116					124

(注) ① 本表の年次・学期は、授業料免除を申請する学期を示します。

② 当該年次・学期の単位数は、各学部が卒業所要単位として定める科目の取得単位数であり、授業料免除を申請する際に取得しておかなければならない単位数を示します。

経済的な困窮度については、所得の種類、家族構成、就学者の状況等により一律には言えません。様々な状況により異なりますが、参考として、以下のような家族構成等の場合にどの程度が基準内となるのか示します。なお、基準内となったとしても、予算額や申請者全体からみた困窮度の度合い（順位）を勘案して決定されるため、必ずしも許可されるとは限りません。

免除された人の所得は基準内として示している所得より低所得となっています。

- (1) 家族 3 人…父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、
本人（通学区分は自宅外）の場合

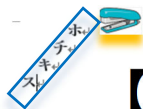
所得者の区分 申請者の区分	給与所得者の場合 （収入金額税込）	事業所得者の場合 （商・工・農・林・水産・その他） （所得金額）
①学部の学生	628 万円以下	378 万円以下
②大学院の修士課程（博士課程前期課程）	664 万円以下	406 万円以下
③大学院の博士課程（博士課程後期課程）	797 万円以下	539 万円以下

- (2) 家族 4 人…父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）、
妹（公立高等学校生徒、通学区分は自宅）の場合

所得者の区分 申請者の区分	給与所得者の場合 （収入金額税込）	事業所得者の場合 （商・工・農・林・水産・その他） （所得金額）
①学部の学生	692 万円以下	434 万円以下
②大学院の修士課程（博士課程前期課程）	722 万円以下	464 万円以下
③大学院の博士課程（博士課程後期課程）	865 万円以下	607 万円以下

- (3) 家族 5 人…父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）、
妹（公立高等学校生徒、通学区分は自宅）、弟（中学生、通学区分は自宅）

所得者の区分 申請者の区分	給与所得者の場合 （収入金額税込）	事業所得者の場合 （商・工・農・林・水産・その他） （所得金額）
①学部の学生	783 万円以下	525 万円以下
②大学院の修士課程（博士課程前期課程）	816 万円以下	558 万円以下
③大学院の博士課程（博士課程後期課程）	971 万円以下	713 万円以下



【一般学生区分】

受験番号 _____ (←大学院新入生)

学籍番号 _____

氏 名 _____

学籍番号の記入欄については、
新入生で学籍番号が不明の場
合は空白で構いません。(他の
申請書類も同様)

授業料免除申請 提出書類チェックシート

※P. 17～22 を、左上をホチキスで綴じて、申請書と併せて提出してください

(申請者控えとしてコピーを取ってから提出してください)

このチェックシートは、【一般学生区分】用です。各自の申請区分は申請のしおり P. 5 で確認してください。

授業料免除の基準日は前期分については 4 月 1 日、後期分は 10 月 1 日ですので、申請書及びその他様式には基準日における世帯の経済状況を記載してください。

家計支持者・世帯員について

授業料免除申請では、家計支持者・世帯員の構成について以下のように考えます。

家計支持者とは

- ① 父母二人の場合は二人共が家計支持者（無職・無収入の場合を含む）
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、父又は母のみが家計支持者（無職・無収入の場合を含む）
- ③ 父母がいない場合は代わって生計を立てている人 1 名（祖父母や就学者でない兄弟姉妹等）

世帯員とは

- ① 家計支持者
- ② 本人
- ③ 就学者又は未就学児である兄弟・姉妹
- ④ 就学者又は未就学児でなく、20 歳未満の心身に障害がある兄弟・姉妹
(年齢は、前期申請時は 4/1 時点、後期申請時は 10/1 時点の年齢による)

	父母	申請者	就学者又は未就学児 である兄弟・姉妹	20 歳未満で心身に 障害がある兄弟・姉妹	左記以外の兄弟・姉妹	祖父母
世帯員に該当	○	○	○	○	× (※1)	× (※1)
					ただし、父母ともにいない場合で、父母 に代わり生計を担っている場合は、家計 支持者として世帯員に含みます。	

(※1) 世帯員には該当しませんが、同居の者からの援助や、別居していても親族等から援助がある場合は、所得として算入しますので、その場合は申請書の⑤収入状況欄に援助額の記入が必要です。

○授業料免除申請の際は、申請書の他に所得・世帯に関する証明書類等の添付書類が必要です。

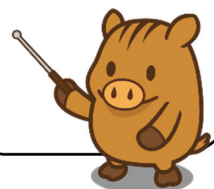
○チェックシートの質問に答えて、該当するものを提出してください。

○申請書及び大学指定の様式は、神戸大学ホームページからプリントアウトしてください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/tuition/index.html>

○一度提出した書類は返却できませんので、予めコピーをとっておいてください。

○必要書類の一部に提出が困難となる特別な事情がある場合はその旨ご連絡ください。



全員提出書類・確認事項

以下の①～③は全員必ず提出してください。準備の出来た提出書類に☑をつけて下さい。また、確認事項を確認し☑をつけて下さい。

☑	提出書類	留意事項
□	①授業料免除（徴収猶予）申請書	・ A4 片面で印刷してください。申請書は3ページあります。（両面コピー不可） ・ 必ず消せないボールペンで記入してください。
□	②課税（非課税）証明書 （家計支持者全員分） ※コピー不可。原本が必要 ※住民税課税決定通知書は不可。 ※源泉徴収票や確定申告書控（写）の提出が必要となる場合も、それらとは別で、この「課税（非課税）証明書」の提出は必要です。	・ 必ず所得金額が分かるものを各市区町村の役所で発行してください。 ・ 自治体によっては課税（非課税）証明書に所得の記載がない場合があります。その場合は課税（非課税）証明書と併せて<u>所得証明書</u>も提出してください。 ・ <u>就労の有無にかかわらず</u>、家計支持者全員分の証明書が必要です。 ・ 「<u>就学者又は未就学児でなく、20 歳未満の心身障害のある兄弟・姉妹</u>」についても提出が必要です。 ・ 申請者本人・就学者・未就学児の課税（非課税）証明書は不要です。 ・ 前期申請時：2022 年 1 月以降に発行されたもの （前期分申請時は <u>2020 年（令和 2 年）の収入・所得内容</u> の記載があるものが、最新のものです） ・ 後期申請時：2022 年 7 月以降に発行されたもの （後期分申請時は <u>2021 年（令和 3 年）の収入・所得内容</u> の記載があるものが、最新のものです）
□	③世帯収入状況申立書 （様式 4）	・ <u>就業の有無にかかわらず</u>、申請者全員提出してください。
☑	確認事項	
□	うりぼーネットに登録のメールアドレス・携帯電話等の電話番号（入学時に連絡先として登録。その後変更がある場合は速やかに所属学部の教務学生係に届出ること）は、必ずつながる最新のものとした（とする）。	
□	学生支援課奨学支援グループの電話番号を携帯電話等に登録（078-803-5431）した。 また、奨学支援グループからの連絡に迅速に 応答（又は折り返しの連絡をとること）ができる。	

学部生のうち、下記留意事項に該当する場合の提出書類

☑	提出書類	留意事項
□	日本学生支援機構の進学資金シミュレータで、 「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」 を実行し、その結果表示のページを印刷したもの ↓ ※右上に学籍番号と氏名を明記してください。 ※学部生のうち、該当者のみ提出要。 <u>大学院生</u> は提出不要	【申請書右上】修学支援新制度の申請の有無欄において、以下を選択した者に <u>有</u>にチェック後⇒[申請中（家計急変） 又は 申請予定（春 又は 秋採用）] <u>無</u>にチェック後⇒[日本学生支援機構の進学資金シミュレータで家計が新制度の対象を超えるため] これらを選択した者は、進学資金シミュレータの「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」を実行し、結果を印刷して提出してください。 進学資金シミュレータ https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/ 実行手順：シミュレーションする→WEB シミュレーション質問入力→WEB シミュレーション質問入力の確認→奨学金選択シミュレーション→給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）の順で進み、実行。 ※必ず保護者の方向けのシミュレーション結果を印刷してください。

家計支持者について提出する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

【給与所得について】

No.	質問	☑	□はい に☑した場合の必要書類
(1)	家計支持者（※）は給与所得者ですか？ ※家計支持者が複数の場合は、いずれかの者が該当する場合を含む。（以下同様）	□はい □いいえ	以下の（2）、（3）のいずれか該当する書類を提出してください
(2)	家計支持者は 2021 年 1 月 1 日以前から 現在 の勤務先で働いていますか？ ※前期 4 月 1 日現在、後期 10 月 1 日現在 （※父母二人の場合は二人共が家計支持者）	□はい □いいえ	○ 給与所得者の源泉徴収票添付用紙（様式 15） ○ 2021 年（令和 3 年）源泉徴収票（写） 必ず！ 様式 15 に各勤務先の源泉徴収票を添付。 ※申請に関する Q & A の Q16 も確認のこと。
(3)	家計支持者は 現在の勤務先 に 2021 年 1 月 2 日以降に就職しましたか？ （※父母二人の場合は二人共が家計支持者）	□はい □いいえ	○ 給与支払見込証明書（様式 2） ※2021 年 1 月以降に退職歴がある方は（7）～（9）の該当する書類も必要です。

【給与以外の所得について】

No.	質問	☑	□はい に☑した場合の必要書類
(4)	家計支持者は給与以外の所得がありますか？ ・営業・農業・不動産・利子・配当 等 （※父母二人の場合は二人共が家計支持者）	□はい □いいえ	以下の（5）、（6）のいずれか該当する書類を提出してください。
(5)	家計支持者は 2021 年 1 月 1 日以前から給与以外の所得がありますか？ （※父母二人の場合は二人共が家計支持者） 【 注 意 】 ○ 確定申告書控（写）の提出にあたっては、 第一表 だけでなく、必ず、 第二表 も併せて提出。 第三表、所得の内訳書 などを税務署に提出している場合は、この控（写）も併せて提出。 ○ 記入・提出・添付等要領を守らない場合、家計審査で申請者の不利益となることがあります。	□はい □いいえ	○ 2021 年（令和 3 年）確定申告書控（写） ＜第一表、第二表、第三表、所得の内訳書 等＞ ・前期の申請時時点で、当該年の申告がまだ完了しておらず提出できない場合は、不足書類として別途指示する日（4 月上旬）までに改めて提出していただきます。 ・第二表の「所得の内訳」が空欄又は別紙参照等の記載がある場合等で「所得の内訳書」を税務署に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・申告分離課税で申告を行った場合等で、 第三表 を税務署に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・保険外交員や大工・左官業等で給与のうち一部の報酬が業務委託形式等となり、営業所得等として確定申告を行った場合も、申告した際の上記同様の書類を提出してください。 ○ 確定申告をしない場合は、市区町村に申請する「市民税・県民税申告書等」の、収入金額・必要経費・所得金額等が記載してある書類（写）を提出してください。 （申請自治体の受付印があるもの） ※給与収入・年金等がある場合は、別途該当する必要書類も併せて提出して下さい。
(6)	家計支持者は 2021 年 1 月 2 日以降に起業・開業しましたか？ （※父母二人の場合は二人共が家計支持者）	□はい □いいえ	○ 自営業開業に係る所得申立書（様式 13） ※給与収入・年金等がある場合は別途該当する必要書類も併せて提出して下さい。

【その他の所得等について】

No.	質問	☒	☐ はい ☒ に付した場合の必要書類
(7)	家計支持者は 2021 年 1 月以降に退職をしましたか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 退職に関する申立書（様式 9） ※雇用契約を結ばない等 単発的な勤務先も含めます。 その勤務先について今後勤務予定が無いのであれば、その後他の勤務先で勤務しているか否かに関わりなく、同勤務先については実質上の退職として、この様式の提出が必要です。
(8)	家計支持者は退職をした際、退職金を受給しましたか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 退職金支払通知書（写） ・ 前期：2021 年 10 月～2022 年 3 月 ・ 後期：2022 年 4 月～2022 年 9 月 の期間に退職金を受給された方は、退職日、退職金の金額・入金日が分かる書類を提出してください。 ※P 9 ③世帯資産欄の説明も確認 のこと。
(9)	家計支持者は雇用保険（失業手当金）を受給していますか？ (受給予定を含む) (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 雇用保険受給資格者証の写し (第 1 面～第 4 面まで)
(10)	家計支持者等は年金を受給していますか？ (遺族年金・障害年金・個人年金等を含む) (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 年金関係書類添付用紙（様式 12） ○ 年金の受給額が分かる通知書等（写） (最新の年金の源泉徴収票、最新の年金改定通知書、その他の年金証書、年金支払通知等) ※世帯員に該当する者（申請者本人を含）が各種年金を受けている場合も同様の書類を提出してください。
(11)	家計支持者は傷病手当金を受給していますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 支払決定通知等金額がわかるもの（写） ・ 6 ヶ月分必要（6 ヶ月に満たない場合は受給期間分）
(12)	家計支持者は現在休職をしていますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 休職証明書 ※休職期間・期間中の給与支払状況を明記したもの
(13)	生活保護世帯ですか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 保護決定（変更）通知書 又は 生活保護受給者証明書（写） ※いずれも扶助金額が明記されているもの 6 ヶ月分 (受給開始から 6 ヶ月未満の場合は受給期間分)
(14)	家計支持者にその他臨時所得がありますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 臨時所得金額を証明する書類 (例：保険金支払通知書) ・ 前期：2021 年 10 月～2022 年 3 月 ・ 後期：2022 年 4 月～2022 年 9 月 の期間に受け取った臨時所得に関して提出が必要です。
(15)	家計支持者は無職・無収入ですか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	☐ はい ☐ いいえ	○ 無職（無収入）の申立書（様式 1） ※就学者及び被扶養者である配偶者と証明できる方は除きます。 ※被扶養者である配偶者で無職・無収入の方は、申請書の該当欄（給与収入①）に専業主婦（夫）と記入（申請書の記入例を参照）

家計支持者以外の提出書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	提出書類
(16)	高校生以上の就学者である兄弟・姉妹はいますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 在学状況証明書添付用紙（様式 6）に各学校で発行の学生証（写）又は在学証明書を添付したもの ・高等学校・高等専門学校 ・専修学校（専門課程・高等課程） ・公立大学・私立大学 など ※ <u>専修学校（一般課程）、職業訓練校など各種学校は除く。</u> ※様式 6 に記載されている注意事項をよく確認して提出してください。
(17)	世帯員に 20 歳未満で心身に障害のある兄弟・姉妹はいますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 障害者手帳又は療育手帳（写） ・障害者年金の通知（写）（該当者）など
(18)	浪人生の兄弟・姉妹はいますか？	☐ はい ☐ いいえ	学生ではないため、 <u>世帯員に含まれません。</u> はい・いいえ、いずれの場合でも <u>証明書類の提出は必要ありません。</u>
(19)	日本学術振興会の採用者はいますか？（申請者本人を含む）	☐ はい ☐ いいえ	☐ 日本学術振興会の採用決定（内定）通知 ※研究遂行経費分の減額を申請されている方は別途申請された書類を提出してください。（WEB 申請の場合はその画面を出力） ※学振の特別研究員は「勤務先」としての取り扱いとなりますが、 <u>源泉徴収票や様式 2（給与支払見込証明書）の提出は不要です。</u> 採用決定（内定）通知をもってこれに代えます。
(20)	申請者本人が留学・病気による休学等で修業年限を超えていますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 修業年限を超えて在学している理由書（別紙 1） ※修業年限超過での申請には「 特別な理由 」に該当していること等が必要です。同理由書（別紙 1）の 2 ページ目にある【修業年限（標準修業年限）を超えて在学している理由書の、「理由欄」記入にあたっての注意事項】を確認してください。

その他、世帯に関する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	☐ はい に☑した場合の必要書類
(21)	母子・父子世帯ですか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 母子・父子世帯申立書（様式 5） ※様式 5 に記載のある項目のうち、いずれかに該当すること。 ・遺族年金の通知（写）（該当者） ※養育費、援助等がある場合は申請書の⑤収入状況欄に記入してください。
(22)	<u>世帯員に</u> 障害のある方がいますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 障害者手帳又は療育手帳（写） ・障害者年金の通知（写）（該当者） ・被爆者健康手帳（写）（該当者） など

No.	質問	☒	☐ はい ☒ にした場合の必要書類
(23)	世帯員に要介護認定を受けられている方がいますか？ (要介護3以上の方に限ります)	☐ はい ☐ いいえ	○ 介護保険被保険者証(写)等 ※介護施設等を利用している方は長期療養者として、収入から介護に係る費用を控除することもできます。その場合、長期療養費支出状況証明書等(様式7-1~7-3)の該当するものを提出してください。
(24)	世帯員に長期療養者がいますか？ (定められた6ヶ月間の領収書の合計が5万円を超え、かつ、6ヶ月以上の療養をしている方又は必要とされる方に限ります。)	☐ はい ☐ いいえ	○ 長期療養費支出状況証明書(様式7-1) ※申請前3ヶ月以内に証明を受けたもの。 ※診療機関で様式7-1の証明が受けられない場合は以下のものも提出してください。 ○ 長期療養費領収書添付台紙(様式7-2) ○ 診断書 (6ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている申請前3ヶ月以内に発行されたもの。 <u>控除を申請する病院ごとに必要</u>) ○ 該当する6ヶ月間の領収書(写) ○ 保険等の支払を受けている場合は長期療養費補てん費用添付台紙(様式7-3)及びその証明書も提出してください。
(25)	あなたの世帯は火災・地震・風水害等の被害を受けましたか？ (前期分申請時・後期分申請時におけるそれぞれの右記該当期間内に修繕を行ったものが控除の対象です。) (激甚災害として認められた災害以外は申請前1年以内に起こった災害等に限ります。)	☐ はい ☐ いいえ	○ 罹災証明証 ○ 被害状況報告書(様式14) ○ 該当期間分の領収書、見積書等 ※激甚災害として認められた災害も控除対象となりますが、 <u>下記該当期間内に修繕等を行ったもののみ</u> 控除されます。 ※前期分申請時 該当期間：2021年10月~2022年3月 後期分申請時 該当期間：2022年4月~2022年9月
(26)	世帯員の資産の合計は2000万円未満(家計支持者が1人の場合は1250万円未満)ですか？ ※世帯員でない者の資産は含みません。	☐ はい ☐ いいえ	○ 申請書の③世帯資産欄に詳細を記入してください。 ➡ 世帯資産欄が未記入の場合は申請できません。 ➡ P9 ③世帯資産欄の説明も確認のこと。 ※この設問で「いいえ」を選んだ場合、基準を満たしていないため、申請できません。資産額の合計が2000万円以上(家計支持者が一人の場合は1250万円以上)の場合は申請できません。
(27)	前回申請時から、世帯人数に変更がありましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 申請書の家庭事情欄に詳細を記入してください。 ※世帯員の死亡による場合は、○ 死亡診断書等 死亡年月のわかるものも提出してください。



【留学生区分】

受験番号 _____ (←大学院新入生)

学籍番号 _____

氏 名 _____

学籍番号の記入欄については、
新入生で学籍番号が不明の場合
は空白で構いません。(他の申請
書類も同様)

授業料免除申請 提出書類チェックシート

※P. 23～26 を、左上をホチキスで綴じて、申請書と併せて提出してください

(申請者控えとしてコピーを取ってから提出してください)

このチェックシートは、【留学生区分】用です。申請区分についてはP. 5 で確認してください。

免除申請の基準日は、前期 4 月 1 日、後期 10 月 1 日です。提出する書類が基準日現在の状態が証明されているものか注意して下さい。

家計支持者・世帯員について

授業料免除申請では、家計支持者・世帯員の構成について以下のように考えます。

家計支持者とは

- ① 申請者本人
- ② 申請者本人と日本国内で同居する配偶者（夫、妻）
- 所得の審査は家計支持者のみとします。

世帯員とは

- ① 家計支持者
- ② 日本国内で同居する申請者の子（就学者又は未就学児）
- 授業料免除の審査では、日本で同居する家族のみを世帯構成員とみなします。

	本人	配偶者	就学者又は 未就学児である子	日本国内での 別居家族	母国にいる家族	その他
世帯員に該当	○	○	○	×	×	×

○授業料免除申請の際は、申請書の他に所得・世帯に関する証明書類等の添付書類が必要です。

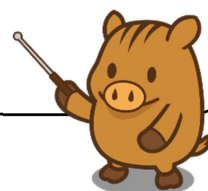
○チェックシートの質問に答えて、該当するものを提出してください。

○申請書及び大学指定の様式は、神戸大学ホームページからプリントアウトしてください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/tuition/index.html>

○また、一度提出した書類は返却できませんので、予めコピーをとっておいてください。

○必要書類の一部に提出が困難となる特別な事情がある場合はその旨ご連絡ください。



全員提出書類・確認事項

準備の出来た提出書類に☑をつけて下さい。また、確認事項を確認し☑をつけて下さい。

☑	提出書類	留意事項
□	○授業料免除(徴収猶予)申請書	・ A4 片面で印刷してください。申請書は 3 ページあります。(両面コピー不可) ・ 必ず消せないボールペンで記入してください。
□	○課税(非課税)証明書 (家計支持者全員分) ※コピー不可。原本が必要	・ 必ず<u>所得金額が分かるものを各市区町村の役所で発行してください。</u> ・ 自治体によっては課税(非課税)証明書に所得の記載がない場合があります。その場合は課税(非課税)証明書と併せて<u>所得証明書も提出してください。</u> ・ <u>就労の有無にかかわらず、前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日時点の本人の証明書が必要です。</u> ※申請者に配偶者がいる場合は、<u>配偶者の分も必要です。</u> ・ 前期申請時：2022 年 1 月以降に発行されたもの (前期分申請時は <u>「2020 年(令和 2 年)の収入・所得内容」</u> の記載があるものが、最新のものです) ※2021 年 1 月 1 日時点で来日していない場合は在留カードのコピー(両面)を代りに提出 ・ 後期申請時：2022 年 7 月以降に発行されたもの (後期分申請時は <u>「2021 年(令和 3 年)の収入・所得内容」</u> の記載があるものが、最新のものです) ※2022 年 1 月 1 日時点で来日していない場合は在留カードのコピー(両面)を代りに提出
□	○奨学金受給状況申立書 (様式 3)	・ <u>受給の有無にかかわらず全員提出してください。</u>※配偶者が学生の場合は 2 名分必要です。 ・ 2021 年度及び 2022 年度における奨学金受給の有無を記入してください。 ・ 奨学金を受給していた場合は、<u>奨学生証又は受給決定通知書の写しを必ず添付してください。</u> ※様式 3 の注意事項をよく確認してください。
□	○世帯収入状況申立書 (様式 4)	・ <u>就業の有無にかかわらず全員提出してください。</u> ・ 様式 4 のうち、①家計支持者の所得欄は、<u>記入不要</u>です。
□	○経済状況申立書 (様式 11)	・ 収入総額が支出総額に等しくなるよう、各項目の金額を記入してください。 ・ アルバイト等をしている場合は<u>給与明細(直近 1 ヶ月分)を必ず添付</u>してください。また、<u>配偶者が学生アルバイトの場合は配偶者の直近 1 ヶ月分の給与明細も添付</u>してください。 ※給与明細はコピーで構いません。勤務先・氏名・月の給与額がわかるようコピーしてください。(給与振込み口座の通帳コピー等ではアルバイト先の給与明細の代わりにはなりません。)なお、原本を提出した場合も他の書類同様返却はしませんのでご注意ください。 ・ <u>前期は 4 月、後期は 10 月時点で受給していない奨学金やアルバイトを収入として記入することはできません。</u>
□	○住宅費に関する 証明書類	・ <u>賃貸契約書のコピーを提出してください。</u>(申請者(居住者：シェアしている場合は全員分)の氏名と、家賃額がわかるページを、A 4 用紙でコピー) ・ 大学が管理する学生寮及び国際交流会館に居住している学生は提出不要です。
☑	確認事項	
□	うりぼーネットに登録のメールアドレス・携帯電話等の電話番号(入学時に連絡先として登録。その後変更がある場合は速やかに所属学部教務学生係に届出ること)は、必ずつながる最新のものとした(とする)。	
□	学生支援課奨学支援グループの電話番号を携帯電話等に登録(078-803-5431)した。 また、奨学支援グループからの連絡に迅速に 応答(又は折り返しの連絡をとること)ができる。	

その他本人又は配偶者に関する提出書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	提出書類
(1)	本人又は配偶者は日本学術振興会の採用者ですか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 日本学術振興会の採用決定（内定）通知 ※研究遂行経費分の減額を申請されている方は別途申請された書類を提出してください。（WEB 申請の場合はその画面を出力） ※学振の特別研究員は「勤務先」としての取り扱いとなりますが、源泉徴収票や様式 2（給与支払見込証明書）の提出は不要です。採用決定（内定）通知をもってこれに代えます。
(2)	申請者本人が留学・病気による休学等で修業年限を超えていますか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 修業年限を超えて在学している理由書（別紙 1） ※修業年限超過での申請には「 特別な理由 」に該当していること等が必要です。同理由書（別紙 1）の 2 ページ目にある【修業年限（標準修業年限）を超えて在学している理由書の、「理由欄」記入にあたっての注意事項】を確認してください。
(3)	世帯員の資産の合計は 2000 万円未満（家計支持者が 1 人の場合は 1250 万円未満）ですか？ ※世帯員でない者の資産は含みません。	☐ はい ☐ いいえ	○ 申請書の世帯資産欄に詳細を記入してください。 ➡ 世帯資産欄が未記入の場合は申請できません。 ➡ P 9 ③世帯資産欄の説明も確認のこと。 ※この設問で「いいえ」を選んだ場合、基準を満たしていないため、申請できません。資産額の合計が 2000 万円以上（家計支持者が一人の場合は 1250 万円以上）の場合は申請できません。
(4)	前回申請時から、世帯人数に変更がありましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 申請書の家庭事情欄に詳細を記入してください。 （世帯員の入国・帰国や世帯員の誕生・死亡等）

その他、世帯員に関する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	提出書類
(5)	日本国内に同居している高校生以上の就学者である配偶者又は子はいますか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 在学状況書類添付用紙（様式 6）に各学校で発行の学生証（写）又は在学証明書を添付したもの ・高等学校・高等専門学校・専修学校（専門課程・高等課程） ・公立大学・私立大学 など ※専修学校（一般課程）、職業訓練校など各種学校は除く。 ※様式 6 に記載されている注意事項をよく確認して提出してください。

配偶者（夫又は妻）について提出する書類 （日本に単身で生活している方は必要ありません）

日本在住の配偶者・子がいる場合、以下の書類が必要です。日本国外に居住する方の証明書類は必要ありません。

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

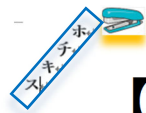
【給与所得について】

No.	質問	☑	☑はい に☑した場合の必要書類
(6)	配偶者は就学者以外の給与所得者ですか？	☐ はい ☐ いいえ	以下の (7)、(8) のいずれか該当する書類を提出してください
(7)	配偶者は 2021 年 1 月 1 日以前から現在の勤務先で働いていますか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 給与所得者の源泉徴収票添付用紙（様式 15） ○ 2021 年（令和 3 年）源泉徴収票（写） 必ず！ 様式 15 に各勤務先の源泉徴収票を添付。 ※申請に関する Q & A の Q16 も確認のこと。

No.	質問	☒	☐ はい ☒ に該当した場合の必要書類
(8)	配偶者は現在の勤務先に 2021 年 1 月 2 日以降に就職しましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 給与支払見込証明書（様式 2） ※2021 年 1 月以降に退職歴がある方は （12）に該当する書類も必要です。
(9)	配偶者は給与以外の所得がありますか？ ・ 事業（営業・農業等）・不動産 ・ 利子・配当 等	☐ はい ☐ いいえ	以下の（10）、（11）のいずれか該当する書類を提出してください。
(10)	配偶者は 2021 年 1 月 1 日以前から給与 以外の所得がありますか？ 【 注 意 】 ○ 確定申告書控（写）の提出にあたっては、 第一表だけでなく、必ず、第二表も併せて提出。 第三表、所得の内訳書 などを税務署に提出している 場合は、この控（写）も併せて提出。 ○ 記入・提出・添付等要領を守らない場合、家計審 査で申請者の不利益となることがあります。	☐ はい ☐ いいえ	○ 2021 年（令和 3 年）確定申告書控（写） <第一表、第二表、第三表、所得の内訳書 等> ・ 第二表の「所得の内訳」が空欄又は別紙参照等の記載が ある場合等で「 所得の内訳書 」を税務署に提出している 場合は、これも併せて提出してください。 ・ 申告分離課税で申告を行った場合等で、 第三表 を税務署 に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・ 保険外交員や大工・左官業等で給与のうち一部の報酬が 業務委託形式等となり、営業所得等として確定申告を行 った場合も申告を行った際の上記同様の書類を提出して ください。 ○ 確定申告をしていない場合は、市区町村に申請 する「市民税・県民税申告書等」の、収入金額・ 必要経費・所得金額等が記載してある書類（写） を提出してください。（申請自治体の受付印があ るもの） ※給与収入・年金等がある場合は、別途該当する必要書類 も併せて提出して下さい。
(11)	配偶者は 2021 年 1 月 2 日以降に起業・ 開業しましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 自営業開業に係る所得申立書（様式 13） ※給与収入・年金等がある場合は別途該当する必要書類も 併せて提出して下さい。

【その他の所得等について】

No.	質問	☒	☐ はい ☒ に該当した場合の必要書類
(12)	配偶者は 2021 年 1 月以降に退職を しましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 退職に関する申立書（様式 9）
(13)	配偶者にその他臨時所得がありま すか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 臨時所得金額を証明する書類 （例：保険金支払通知書） ・ 前期：2021 年 10 月～2022 年 3 月 ・ 後期：2022 年 4 月～2022 年 9 月 の期間に受け取った臨時所得に関して提出が必要です。
(14)	配偶者は無職・無収入ですか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 無職（無収入）の申立書（様式 1）



【独立生計区分】

受験番号 _____ (←大学院新入生)

学籍番号 _____

氏 名 _____

学籍番号の記入欄については、
新入生で学籍番号が不明の場
合は空白で構いません。(他の
申請書類も同様)

授業料免除申請 提出書類チェックシート

※P. 27～32 を、左上をホチキスで綴じて、申請書と併せて提出してください

(申請者控えとしてコピーを取ってから提出してください)

このチェックシートは、【独立生計区分】用です。申請区分については申請のしおり P. 5 で確認してください。
免除申請の基準日は、前期 4 月 1 日、後期 10 月 1 日です。提出する書類が基準日現在の状態が証明されている
ものか注意して下さい。

家計支持者・世帯員について

授業料免除申請では、家計支持者・世帯員の構成について以下のように考えます。

家計支持者とは

- ① 申請者本人
- ② 申請者本人の配偶者（夫、妻）
- 所得の審査は家計支持者のみを対象とします。

世帯員とは

- ① 家計支持者
- ② 申請者本人又は配偶者の扶養下にある子（就学者又は未就学児）

	本人	配偶者	就学者又は 未就学児である子	父・母	祖父母・兄弟姉妹	その他
世帯員に該当	○	○	○	×	×	×

○授業料免除申請の際は、申請書の他に所得・世帯に関する証明書類等の添付書類が必要です。

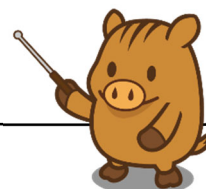
○チェックシートの質問に答えて、該当するものを提出してください。

○申請書及び大学指定の様式は、神戸大学ホームページからプリントアウトしてください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/tuition/index.html>

○また、一度提出した書類は返却できませんので、予めコピーをとっておいてください。

○必要書類の一部に提出が困難となる特別な事情がある場合はその旨ご連絡ください。



全員提出書類・確認事項

準備の出来た提出書類に☑をつけて下さい。また、確認事項を確認し☑をつけて下さい。

☑	提出書類	留意事項
☐	○授業料免除（徴収猶予）申請書	・ A4 片面で印刷してください。申請書は 3 ページあります。（両面コピー不可） ・ 必ず消せないボールペンで記入してください。
☐	○課税（非課税）証明書（家計支持者全員分） ※コピー不可。原本が必要 ※住民税課税決定通知書は不可。 ※源泉徴収票や確定申告書控（写）の提出が必要となる場合も、 <u>それらとは別で</u> 、この「課税（非課税）証明書」の提出は必要です。	・ 必ず所得金額が分かるものを各市区町村の役所で発行してください。 ・ 自治体によっては課税（非課税）証明書に所得の記載がない場合があります。その場合は課税（非課税）証明書と併せて<u>所得証明書</u>も提出してください。 ・ 就労の有無にかかわらず、前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日時点で配偶者がいる方はその方の証明書も必要です。 ・ 前期申請時：2022 年 1 月以降に発行されたもの （前期分申請時は [2020 年（令和 2 年）の収入・所得内容] の記載があるものが、最新のものです） ・ 後期申請時：2022 年 7 月以降に発行されたもの （後期分申請時は [2021 年（令和 3 年）の収入・所得内容] の記載があるものが、最新のものです）
☐	○住民票（原本）	・ 申請者本人及び申請者と同居する方の住民票を提出
☐	○健康保険証（写）	・ 本人又は配偶者が健康保険等の被保険者であること ・ なお、国民健康保険の場合は世帯主であること
☐	○父母等の所得を証明するもの	・ 課税証明書 又は 源泉徴収票 又は 確定申告書の写し 等 （両親等の扶養から外れていること 及び 父母等と申請者の住居が別であることを確認するため） （申請者が控除対象の扶養親族として記載されている場合は、独立生計区分で申請できません。但し、記載があっても、その後基準日（4/1 又は 10/1）時点で控除対象者から外れている場合は、独立生計区分として申請可能です。その場合は、このこと（何年の何月に父母の扶養から外れたか）が判るよう、<u>申立書（A4 用紙：様式自由）</u>により、<u>申し立てて</u>ください。 ※源泉徴収票を提出する場合は、<u>様式 1 5（給与所得者の源泉徴収票添付用紙）</u>に添付し提出。
☐	○奨学金受給状況申立書（様式 3）	・ 受給の有無にかかわらず申請者全員提出してください。※配偶者が学生の場合は 2 名分必要です。 ・ 2021 年度及び 2022 年度における奨学金の受給の有無を記入してください。 ・ 奨学金を受給していた場合は、<u>奨学生証又は受給決定通知書の写しを必ず添付</u>してください。※様式 3 の注意事項をよく確認してください。
☐	○世帯収入状況申立書（様式 4）	・ 就業の有無にかかわらず全員提出してください。 ・ 様式 4 のうち、<u>①家計支持者の所得 欄は、記入不要</u>です。
☐	○独立生計者申立書（様式 10）	・ 収入総額が支出総額に等しくなるよう、各項目の金額を記入ください。 ・ <u>前期は 4 月、後期は 10 月時点で受給していない奨学金やアルバイトを収入として記入することはできません。</u>
☑	確認事項	
☐	うりぼーネットに登録のメールアドレス・携帯電話等の電話番号（入学時に連絡先として登録。その後変更がある場合は速やかに所属学部の教務学生係に届出ること）は、必ずつながる最新のものとした（とする）。	
☐	学生支援課奨学支援グループの電話番号を携帯電話等に登録（078-803-5431）した。 また、奨学支援グループからの連絡に迅速に 応答（又は折り返しの連絡をとること）ができる。	

家計支持者（申請者本人、配偶者（夫又は妻））について提出する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

【給与・給与以外の所得について】

No.	質問	☑	☐はい に☑した場合の必要書類
(1)	家計支持者は給与所得者ですか？	☐はい ☐いいえ	以下の（2）、（3）のいずれか該当する書類を提出してください
(2)	家計支持者は 2021 年 1 月 1 日以前から現在の勤務先で働いていますか？	☐はい ☐いいえ	○ <u>給与所得者の源泉徴収票添付用紙（様式 15）</u> ○ <u>2021 年（令和 3 年）源泉徴収票（写）</u> 必ず！ 様式 15 に各勤務先の源泉徴収票を添付。 ※申請に関する Q & A の Q16 も確認のこと。
(3)	家計支持者は現在の勤務先に 2021 年 1 月 2 日以降に就職しましたか？	☐はい ☐いいえ	○ <u>給与支払見込証明書（様式 2）</u> ※2021 年 1 月以降に退職歴がある方は（7）～（9）の該当する書類も必要です。
(4)	家計支持者は給与以外の所得がありますか？ ・事業（営業・農業等）・不動産 ・利子・配当 等	☐はい ☐いいえ	以下の（5）、（6）のいずれか該当する書類を提出してください。
(5)	家計支持者は 2021 年 1 月 1 日以前から給与以外の所得がありますか？ 【 注 意 】 ○ 確定申告書控（写）の提出にあたっては、 <u>第一表だけでなく、必ず、第二表も併せて提出。</u> <u>第三表、所得の内訳書</u> などを税務署に提出している場合は、この控（写）も併せて提出。 ○ 記入・提出・添付等要領を守らない場合、家計審査で申請者の不利益となることがあります。	☐はい ☐いいえ	○ <u>2021 年（令和 3 年）確定申告書控（写）</u> <第一表、第二表、第三表、所得の内訳書 等> ・第二表の「所得の内訳」が空欄又は別紙参照等の記載がある場合等で「 <u>所得の内訳書</u> 」を税務署に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・申告分離課税で申告を行った場合等で、 <u>第三表</u> を税務署に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・保険外交員や大工・左官業等で給与のうち一部の報酬が業務委託形式等となり、営業所得等として確定申告を行った場合も申告を行った際の上記同様の書類を提出してください。 ○ <u>確定申告をしていない場合は、市区町村に申請する「市民税・県民税申告書等」の、収入金額・必要経費・所得金額等が記載してある書類（写）を提出してください。</u> （申請自治体の受付印があるもの） ※給与収入・年金等がある場合は、別途該当する必要書類も併せて提出して下さい。
(6)	家計支持者は 2021 年 1 月 2 日以降に起業・開業しましたか？	☐はい ☐いいえ	○ <u>自営業開業に係る所得申立書（様式 13）</u> ※給与収入・年金等がある場合は別途該当する必要書類も併せて提出して下さい。

【その他の所得等について】

No.	質問	☒	☐ はい ☒ に☑した場合の必要書類
(7)	家計支持者は 2021 年 1 月以降に退職をしましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 退職に関する申立書（様式 9）
(8)	家計支持者は退職をした際、退職金を受給しましたか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 退職金支払通知書（写） ・ 前期：2021 年 10 月～2022 年 3 月 ・ 後期：2022 年 4 月～2022 年 9 月 の期間に退職金を受給された方は、退職日、退職金の金額・入金日が分かる書類を提出してください。 ※P 9 ③世帯資産欄の説明も確認のこと。
(9)	家計支持者は雇用保険（失業手当金）を受給していますか？ （受給予定を含む）	☐ はい ☐ いいえ	○ 雇用保険受給資格者証の写し （第 1 面～第 4 面まで）
(10)	家計支持者等は年金を受給していますか？ （遺族年金・障害年金・個人年金等を含む）	☐ はい ☐ いいえ	○ 年金関係書類添付用紙（様式 12） ○ 年金の受給額が分かる通知書等（写） （最新の年金の源泉徴収票、最新の年金改定通知書、その他の年金証書、年金支払通知等） ※世帯員に該当する者が各種年金を受けている場合も同様の書類を提出してください。
(11)	家計支持者は傷病手当金を受給していますか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 支払決定通知等金額がわかるもの（写） ・ 6 ヶ月分必要（6 ヶ月に満たない場合は受給期間分）
(12)	家計支持者は現在休職をしていますか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 休職証明書 ※休職期間・期間中の給与支払状況を明記したもの
(13)	家計支持者にその他臨時所得がありますか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 臨時所得金額を証明する書類 （例：保険金支払通知書） ・ 前期：2021 年 10 月～2022 年 3 月 ・ 後期：2022 年 4 月～2022 年 9 月 の期間に受け取った臨時所得に関して提出が必要です。
(14)	家計支持者は無職・無収入ですか？	☐ はい ☐ いいえ	○ 無職（無収入）の申立書（様式 1） ※就学者及び被扶養者である配偶者と証明できる方は除きます。 ※被扶養者である配偶者で無職・無収入の方は、申請書の該当欄（給与収入①）に専業主婦（夫）と記入（申請書の記入例を参照）

その他の提出書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	提出書類
(15)	世帯員に高校生以上の就学者の子はいますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 在学状況証明書添付用紙（様式 6）に各学校で発行の学生証（写）又は在学証明書を添付したもの ・高等学校・高等専門学校・専修学校（専門課程・高等課程）・公立大学・私立大学 など ※ <u>専修学校（一般課程）、職業訓練校など各種学校は除く。</u> ※様式 6 に記載されている注意事項をよく確認して提出してください。
(16)	世帯員に 20 歳未満で心身に障害のある子はいますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 障害者手帳又は療育手帳（写） ・障害者年金の通知（写）（該当者）など
(17)	日本学術振興会の採用者はいますか？（申請者本人を含む）	☐ はい ☐ いいえ	☐ 日本学術振興会の採用決定（内定）通知 ※研究遂行経費分の減額を申請されている方は別途申請された書類を提出してください。（WEB 申請の場合はその画面を出力） ※学振の特別研究員は「勤務先」としての取り扱いとなりますが、 <u>源泉徴収票や様式 2（給与支払見込証明書）の提出は不要です。採用決定（内定）通知をこれに代えます。</u>
(18)	申請者本人が留学・病気による休学等で修業年限を超えていますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 修業年限を超えて在学している理由書（別紙 1） ※修業年限超過での申請には「 <u>特別な理由</u> 」に該当していることが必要です。同理由書（別紙 1）の 2 ページ目にある【修業年限（標準修業年限）を超えて在学している理由書の、「理由欄」記入にあたっての注意事項】を確認してください。

その他、世帯に関する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかに☑をつけて下さい。「はい」の場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	☐ はい に☑した場合の必要書類
(19)	母子・父子世帯ですか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 母子・父子世帯申立書（様式 5） ※様式 5 に記載のある項目のうち、いずれかに該当すること。 ・遺族年金の通知（写）（該当者） ※養育費、援助等がある場合は申請書の⑤収入状況欄に記入してください。
(20)	<u>世帯員</u> に障害のある方がいますか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 障害者手帳又は療育手帳（写） ・障害者年金の通知（写）（該当者） ・被爆者健康手帳（写）（該当者） など
(21)	<u>世帯員</u> に要介護認定を受けられている方がいますか？ （要介護 3 以上の方に限ります）	☐ はい ☐ いいえ	☐ 介護保険被保険者証（写）等 ※介護施設等を利用している方は長期療養者として、収入から介護に係る費用を控除することもできます。その場合、長期療養費支出状況証明書等（様式 7-1～7-3）の該当するものを提出してください。

No.	質問	☒	☐ はい ☒ した場合の必要書類
(22)	<u>世帯員に長期療養者がいますか？</u> (定められた 6 ヶ月間の領収書の合計が 5 万円を超え、かつ、6 ヶ月以上の療養をしている方又は必要とされる方に限ります。)	☐ はい ☐ いいえ	☐ 長期療養費支出状況証明書 (様式 7-1) ※申請前 3 ヶ月以内に証明を受けたもの。 ※診療機関で様式 7-1 の証明が受けられない場合は以下のものも提出してください。 ☐ 長期療養費領収書添付台紙 (様式 7-2) ☐ 診断書 (6 ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている申請前 3 ヶ月以内に発行されたもの。控除を申請する病院ごとに必要) ☐ 該当する 6 ヶ月間の領収書 (写) ☐ 保険等の支払を受けている場合は長期療養費補てん費用添付台紙 (様式 7-3) 及び その証明書も提出してください。
(23)	あなたの世帯は火災・地震・風水害等の被害を受けましたか？ (前期分申請時・後期分申請時におけるそれぞれの右記該当期間内に修繕を行ったものが控除の対象です。) (激甚災害として認められた災害以外は申請前 1 年以内に起こった災害等に限りします。)	☐ はい ☐ いいえ	☐ 罹災証明書 ☐ 被害状況報告書 (様式 14) ☐ 該当期間分の領収書、見積書等 ※激甚災害として認められた災害も控除対象となりますが、<u>下記該当期間内に修繕等を行ったもののみ</u>控除されます。 ※前期分申請時 該当期間：2021 年 10 月～2022 年 3 月 後期分申請時 該当期間：2022 年 4 月～2022 年 9 月
(24)	世帯員の資産の合計は 2000 万円未満 (家計支持者が 1 人の場合は 1250 万円未満) ですか？ ※世帯員でない者の資産は含みません。	☐ はい ☐ いいえ	☐ 申請書の③世帯資産欄に詳細を記入してください。 ➡ 世帯資産欄が未記入の場合は申請できません。 ➡ P9 ③世帯資産欄の説明も確認のこと。 ※この設問で「いいえ」を選んだ場合、基準を満たしていないため、申請できません。資産額の合計が 2000 万円以上 (家計支持者が一人の場合は 1250 万円以上) の場合は申請できません。
(25)	前回申請時から、世帯人数に変更がありましたか？	☐ はい ☐ いいえ	☐ 申請書の家庭事情欄に詳細を記入してください。 ※世帯員の死亡による場合は、死亡診断書等 死亡年月のわかるものも提出してください。

学部生のうち、下記留意事項に該当する場合の提出書類

☒	提出書類	留意事項
☐	日本学生支援機構の進学資金シミュレータで、 「<u>給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)</u>」 を実行し、その<u>結果表示のページ</u>を印刷したもの ↓ ※<u>右上に学籍番号と氏名を明記</u>してください。 ※学部生のうち、該当者のみ提出要。大学院生は提出不要	【申請書右上】修学支援新制度の申請の有無欄において、以下を選択した者 ☒有にチェック後➡ [申請中 (家計急変) 又は 申請予定 (春 又は 秋採用)] ☐無にチェック後➡ [日本学生支援機構の進学資金シミュレータで家計が新制度の対象を超えるため] これらを選択した者は、進学資金シミュレータの「<u>給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)</u>」を実行し、結果を印刷して提出してください。 進学資金シミュレータ https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/ 実行手順：シミュレーションする→WEB シミュレーション質問入力→WEB シミュレーション質問入力の確認→奨学金選択シミュレーション→給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) の順で進み、実行。 ※必ず保護者の方向けのシミュレーション結果を印刷してください。